

令和 8 年度

呉中同窓会総会資料

次 第

1 開 会

2 会長挨拶 南 重義 会長

3 校長挨拶 横山 絵里子 校長

4 協 議

- (1) 令和 7 年度事業報告
- (2) 令和 7 年度決算報告及び監査報告
- (3) 令和 8 年度役員（案）
- (4) 令和 8 年度事業計画（案）
- (5) 令和 8 年度予算（案）

5 閉 会

※校舎見学（希望者）

令和 8 年 8 月 1 9 日（水）午後 4 時～

富山市立呉羽中学校

令和7年度 呉羽中学校同窓会事業報告

令和7年

(役員会：参集では実施せず)

- ・令和6年度事業報告
- ・令和6年度決算報告・監査報告
- ・令和7年度役員（案）について
- ・令和7年度事業計画（案）について
- ・令和7年度予算（案）について

役員改選年であるため、役員（理事を除く）に総会資料を送付して、書面による決議とする。

※7月中旬：呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出「役員会及び総会の開催について（案内）」

8月6日（水）
午後4時～

定例総会

呉羽中学校（会議室）

- ・令和6年度事業報告
 - ・令和6年度決算報告・監査報告
 - ・令和7年度役員（案）について ※役員の改選・承認
 - ・令和7年度事業計画（案）について
 - ・令和7年度予算（案）について
- 校舎見学（希望者）

※総会終了後：呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出

「同窓会総会 報告及び総会資料」

令和8年

3月11日（水）
午前8時45分
～9時10分

同窓会入会式

呉羽中学校（体育館）

- ・同窓会長祝辞
- ・委嘱状交付
- ・学年代表委員の紹介
- ・入会の言葉
- ・卒業記念品授与
- ・お礼の言葉

※入会式終了後：呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出「同窓会入会式について（報告）」

3月27日（金）

令和7年度会計監査

呉羽中学校（会議室）

令和7年度同窓会会計決算書

(1)一般会計 (収入)

▲は予算比減 単位:円

科 目	令和7年度予算	令和7年度決算	比 較	備 考
繰越金	348,414	348,414	0	
会費	180,000	181,000	1,000	3年生1,000円×181名分。現1、2年生は未集金。
寄付金	0	0	0	
雑収入	0	582	582	預金利息582円
繰入金	0	0	0	
合 計	528,414	529,996	1,582	

(支出)

▲は予算比減 単位:円

科 目	令和7年度予算	令和7年度決算	比 較	備 考
卒業記念品	99,000	97,740	▲ 1,260	181人分×540円(卒業証書ファイル)
事務費印刷	5,000	0	▲ 5,000	
通信費	10,000	1,818	▲ 8,182	
諸活動支援費	0	0	0	
会合費	10,000	876	▲ 9,124	
特別事業積立金	0	0	0	
予備費	404,414	0	▲ 404,414	
合 計	528,414	100,434	▲ 427,980	

収入決算総額529,996円 から支出決算総額100,434円 を差し引いた429,562円 を令和8年度に繰り越します。

監査の結果、会計帳簿等は適正に処理されていたことを認めます。

令和8年3月27日

監事

米田 宗尚

令和 8 年度 富山市立呉羽中学校同窓会役員(案)

役 職	氏 名	住 所	電話番号	校下	卒業
会 長	南 重義			池多	29
副会長	松岡 道子			呉羽	19
副会長	若林 啓一			下村	19
副会長	南 俊正			池多	21
副会長	岩田 忠康			老田	26
副会長	坪田 安弘			長岡	26
副会長	中坪 信治			寒江	27
副会長	斉藤 保志			古沢	28
理 事	山本 貞義			長岡	10
理 事	沖村 範弘			呉羽	13
理 事	村田 智彦			下村	22
理 事	島田 博昭			古沢	22
理 事	中山 治彦			池多	41
理 事	田村 誠			寒江	29
理 事	滋野 実			老田	33
書 記	中橋 秋芳			老田	31
会 計	市川 博和			古沢	32
監 事	米田 宗尚			呉羽	37
顧 問	大門 春憲			寒江	16
顧 問	横山 絵里子	呉羽町6662	434-3200	校長	
事務局	尾畑 真紀	呉羽町6662	434-3200	教頭	

令和8年度 呉羽中学校同窓会事業計画（案）

令和8年

（役員会：参集では実施せず）

- ・ 令和7年度事業報告
- ・ 令和7年度決算報告・監査報告
- ・ 令和8年度役員（案）について
- ・ 令和8年度事業計画（案）について
- ・ 令和8年度予算（案）について

役員に総会資料を送付して、書面による決議とする。

※7月中旬：呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出 「総会の開催について（案内）」

8月19日（水）

定例総会

呉羽中学校（会議室）

午後4時～

- ・ 令和7年度事業報告
- ・ 令和7年度決算報告・監査報告
- ・ 令和8年度役員（案）について
- ・ 令和8年度事業計画（案）について
- ・ 令和8年度予算（案）について
- 校舎見学（希望者）

※総会終了後：呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出

「同窓会総会 報告及び総会資料」

令和9年

3月16日（火）

同窓会入会式

呉羽中学校（体育館）

午前8時45分

～9時10分

- ・ 同窓会長祝辞
- ・ 委嘱状交付
- ・ 学年代表委員の紹介
- ・ 入会の言葉
- ・ 卒業記念品授与
- ・ お礼の言葉

※入会式終了後：呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出 「同窓会入会式について（報告）」

3月下旬

令和8年度会計監査

呉羽中学校（会議室）

令和8年度 同窓会予算(案)

(収入)

▲は予算比減 単位:円

科 目	令和8年度予算	令和7年度予算	比 較	備 考
前年度繰越金	429,562	348,414	81,148	
会 費	174,000	180,000	▲ 6,000	3年生1,000円×174名分
寄付金	0	0	0	
雑収入	582	0	582	預金利息
合 計	604,144	528,414	75,730	

(支出)

▲は予算比減 単位:円

科 目	令和8年度予算	令和7年度予算	比 較	備 考
体育大会優勝旗	120,000	0	120,000	
卒業記念品	99,180	99,000	180	174人分×570円(卒業証書ファイル)
事務費印刷	5,000	5,000	0	書面決議資料印刷等
通信費	10,000	10,000	0	はがき、切手、資料送付
諸活動支援費	0	0	0	
会合費	5,000	10,000	▲ 5,000	総会湯茶等
特別事業積立金	0	0	0	
予備費	364,964	404,414	▲ 39,450	
合 計	604,144	528,414	75,730	

富山市立呉羽中学校同窓会規約

第1条 本会は、呉羽中学校同窓会と称し、事務所を呉羽中学校内におく。

第2条 本会は呉羽中学校の卒業生（通常会員）及び職員（特別会員）をもって組織する。

第3条 本会は会員相互の親睦と団結をはかり教養を高め母校の進展に寄与することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するための事業を行う。

1. 会員の親睦と福利厚生に関すること

2. 母校との連携、協調

3. その他の本会の目的達成に必要なこと

第5条 本会の役員及び任務は、次の通りとする。

1. 会長 1名

本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長 若干名

会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3. 会計 1名

経理に関する事務を処理する。

4. 書記 1名

会務を記録する。

5. 理事 若干名

理事会を構成し会務の運営にあたる。

6. 監事 1名

本会の経理を監査し、会議に出席して意見をのべることができる。

第6条 会長、副会長、書記、会計、監事は、役員会に於て選出し、総会にて承認を得る。

第7条 理事は会員より互選し、総会にて承認を得る。

第8条 学年代表委員は学年より若干名推薦し、会長がこれを委嘱する。

第9条 顧問は役員会の承認をもって、会長が委嘱する。

第10条 役員の任期は2ケ年とする。但し再任は妨げない。

補充により選出された者は、前任者の残任期間とする。

第11条 本会の会議は次の通りとする。

1. 役員会は、会長、副会長、理事、会計、書記、監事をもって構成し、会長はこれを招集する。

2. 学年代表委員会は、会長が本会の事業の執行と、連絡調整が必要と認めたときに、これを招集する。

3. 総会は毎年1回開き、本会の最高決議機関とする。

第12条 本会の経費は、事業収入及び寄附金をもって充てる。但し、会費は卒業時に1000円を納入する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日までとする。

第14条 本会規約は、総会の決議により改正することができる。また、執行に際しては、更に施行細則を設けることができる。

第15条 この規約は、昭和24年1月29日より実施する。

附則1 昭和34年8月15日 一部改正

附則2 昭和36年8月13日 一部改正

附則3 昭和43年8月14日 一部改正

附則4 昭和59年8月15日 一部改正

附則5 昭和63年12月15日 一部改正

附則6 平成11年2月21日 一部改正

附則7 平成14年8月11日 一部改正

附則8 平成23年8月7日 一部改正

附則9 平成30年8月5日 一部改正

附則10 令和元年8月7日 一部改正

附則11 令和5年8月9日 一部改正

施行規則

1条 講師謝礼金は3万円以下とする。